

介護予防通所リハビリテーション

重要事項説明書（その1）

介護老人保健施設向陽りんどう苑のご案内
(令和6年6月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 向陽りんどう苑
- ・開設年月日 平成8年7月1日
- ・所在地 神戸市北区有野町有野1484-1
- ・電話番号 078-981-5252
- ・ファックス番号 078-981-7805
- ・管理者名 施設長 金山 忠弘
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（2855080038号）

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

(3) 施設の職員体制

	職員数	業務内容
管理者	1人（兼務）	施設運営管理に関する事
医師	1人（兼務）	医学的管理に関する事
看護職員	2人以上	看護に関する事
介護職員		介護に関する事
作業療法士 もしくは 理学療法士	1人以上	作業療法 理学療法 クラブ活動等に関する事
栄養士	適当数	献立、調理に関する事
調理員	適当数	調理に関する事
事務職員	適当数	事務手続き、請求等に関する事

* 施設の職員必置職（介護予防通所リハビリテーションのサービスに対応する人員）については法令の定める

ところによります。また、必要に応じその他の職員を置くことができます。

(4) 通所定員 15名

2. サービス内容（通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションに於いて）

- ① 通所リハビリテーション計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
昼食 12時～13時
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑪ その他
*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

* 協力医療機関

- | | | | |
|-----|------|-----|-------------------|
| ・名称 | 向陽病院 | ・住所 | 神戸市北区有野町有野1490 |
| ・名称 | 恒生病院 | ・住所 | 神戸市北区道場町日下部1788番地 |

* 協力歯科医療機関

- | | | | |
|-----|--------|-----|-----------------|
| ・名称 | 向陽病院歯科 | ・住所 | 神戸市北区有野町有野1490 |
| ・名称 | こがめ歯科 | ・住所 | 神戸市北区有野中町1-8-24 |

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 面会は、原則的として午前9時～午後4時30分まで面会可能です。
- ・ 飲酒・喫煙は原則的に禁止致します。
- ・ 火気・危険物のお持込みはご遠慮下さい。
- ・ 設備・備品の利用は、ステーションにご相談ください。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みはご相談ください。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、原則的にご家族に管理していただきます。破損・紛失盗難の責は負いかねます。
- ・ ペットの持ち込みは、衛生上の問題もあり、原則的に禁止致します。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・ 防災訓練 年3回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 緊急時の対応

- ・ 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- ・ 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- ・ 上記のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。状況により緊急対応後に扶養者に連絡することがあります。

8. 事故発生時の対応

- ・ サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- ・ 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- ・ 上記のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

9. 要望及び苦情等の相談

当施設には、支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、事務所前に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

10. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

重要事項説明書（その2）

利用者負担説明書

介護老人保健施設向陽りんどう苑で行われる介護保険サービス（介護予防を含む）

・入所 ・短期入所療養介護 ・通所リハビリテーション ・（併設）居宅介護支援事業

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険及び介護予防の給付にかかる通常1割～3割の自己負担分と保険給付対象外の費用（居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、倶楽部等で使用する材料費、診断書等の文書作成費、要介護認定の申請代行費等）を利用料としてお支払いいただく2種類があります。

なお、介護保険及び介護予防の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション）毎に異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険・介護予防給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、また、認知症専門の施設（認知症専門棟加算）で異なりますし、利用料も施設ごとの設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照下さい。

介護保険には、大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅において種々のサービスを受ける居宅サービスがありますが、それぞれ利用方法が異なります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーションは、居宅サービスであり、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス・介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、送迎、入浴といった加算対象のサービスも、居宅支援サービス計画・介護予防サービス計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス計画・介護予防サービス計画に記載されているか、いないかをご確認ください。

各サービス計画は、利用者ご本人が作成することもできますが、居宅介護支援事業所・介護予防支援事業者（地域包括支援センター）に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護老人保健施設の担当者にご相談ください。

通所リハビリテーションの利用者負担額

1 保険給付の自己負担額

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの1割負担での自己負担分です。2割負担、3割負担の場合はそれぞれに乗じた金額が自己負担分となります。※法令の定めるところによります。

通常規模型リハビリテーション（イ）（6）〔6時間以上7時間未満〕（単位：円/日）

施設利用料	要支援1	要支援2
6時間以上7時間未満	2268単位 2418円	4228単位 4508円

加算（単位省略：円/月） ※該当する場合のみ算定となります。

退院時共同指導加算	640円
生活行為向上リハビリテーション実施加算	600円
若年性認知症利用者受入加算	256円
利用開始日から12月超	要支援1 22円減算 要支援2 43円減算
栄養アセスメント加算	54円
栄養改善加算	200円
口腔・栄養スクリーニング加算	(I)22円 (II)6円 (6月に1回限度)
口腔機能向上加算	(I)160円 (II)171円 (月2回を限度)
一体的サービス提供加算	512円
科学的介護推進体制加算	43円
選択的サービス複数実施加算	(I)512円 (II)747円
サービス提供体制強化加算	(I)要支援1 94円 要支援2 188円 (II)要支援1 77円 要支援2 154円 (III)要支援1 26円 要支援2 52円
介護職員処遇改善加算	(I～IV)所定単位数に5.3%～8.6%を乗じた単位数 (V1～V14)所定単位数に2.8%～7.6%を乗じた単位数

2 利用料

- ① 食費（昼食/1回）：820円 おやつ代含む
施設で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。
- ② おむつ代：実費
利用者の身体の状況により、おむつの利用が必要な場合に、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

選択的サービス

別途申込書にてお申し込み下さい。

① 教養娯楽費：実費

倶楽部やレクリエーションで使用する、歌集、園芸、画用紙、書道用品、折り紙、粘土等の材料や輪投げ、卓球等遊具、ビデオソフト等の費用、利用者が選択して参加する行事の材料費等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

② 喫茶代／1杯：100円

おやつ時にご希望者のみコーヒー・紅茶をご利用される場合にお支払いいただきます。

介護老人保健施設向陽りんどう苑 介護予防通所リハビリテーション利用同意書
兼 重要事項説明書同意書

令和 年 月 日

介護老人保健施設向陽りんどう苑

施設長 金山忠弘 殿

< 利用者 >

住 所

電話番号

氏 名 _____ 印

< 利用者の身元引受人 > 利用者との関係 ()

住 所

電話番号

氏 名 _____ 印

通所リハビリテーションを利用するにあたり、介護老人保健施設向陽りんどう苑介護予防通所リハビリテーション利用約款及び別紙1、別紙2、別紙3と重要事項説明書、別添資料を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

介護老人保健施設向陽りんどう苑のサービスを利用した場合に、これらの対価として施設の定める料金を支払うことに同意すると共に下記事項を厳守することを利用者の身元引受人と連帯保証人と共に誓約します。

記

1. 介護老人保健施設向陽りんどう苑の諸規程を守り、職員の指示に従います。

2. 使用料等の費用の支払いについては、介護老人保健施設向陽りんどう苑に対し一切の迷惑をかけません。

以上

< 連帯保証人 > 利用者との関係 ()

住 所

電話番号

氏 名 _____ 印

< 本約款第5条の請求書・明細書及び領収書の送付先 > 利用者との関係 ()

〒 _____ 住 所

電話番号

氏 名 _____ 印

< 本約款第9条2項緊急時及び第10条3項事故発生時の連絡先 > 利用者の関係 ()

住 所

電話番号

氏 名 _____ 印